

学習指導要領はこう変わりました！

平成 29 年告示の小学校学習指導要領、中学校学習指導要領ともに特別支援教育に関する規定が大幅に改善・充実されました。本手立て集を参照いただく前の基礎知識として、学習指導要領改訂のポイントを紹介します。ここでは小学校学習指導要領の規定を記載しますが、中学校学習指導要領も同様です。中学校の先生方は「児童」を「生徒」と読み替えてください。



【旧学習指導要領（平成 20 年度告示）】

第 1 章総則第 4 の 2 の（7）

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

全体を通じて、特別支援教育に係る規定はこれが全てです。基本的事項が示されていますが、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」といった用語は、使われていないことが分かります。



大幅に改善・充実しました！

【現行学習指導要領（平成 29 年度告示）】

第 1 章第 4 の 2

（1）障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

アは、特別支援学校のセンター的機能の活用、指導内容や指導方法の工夫について、旧学習指導要領から引き続き示されています。なお「計画的・組織的」の順が「組織的・計画的」と変わっています。このことにより、個々の教員ではなく、学校組織として取り組んでいくことの重要性が明確になりました。

イでは、特別支援学級において実施する特別の教育課程編成の基本的な考え方が新たに示されています。その際、自立活動を取り入れるとともに、下学年の教科や知的障害特別支援学校の教科に替えるなどの教育課程編成が可能であることが明示されました。自立活動の詳細については、特別支援学校学習指導要領解説の自立活動編を参照してください。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

ウでは、通級による指導における教育課程編成の基本的な考え方が新たに示されています。

その際、自立活動の内容を参考とすることが明記されました。教師間の連携の重要性については、引き続き示されています。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

エでは、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の意義や作成と活用について、新たに示されています。

特別支援学級と通級による指導においては、努力義務ではなく、作成・活用が必須となっていることに留意が必要です。

ここまでは第1章総則で示されている規定ですが、今回の学習指導要領ではさらに第2章以下の各教科等の「**第3 指導計画の作成と内容の取扱い**」の項に、新たに次の規定が共通的に示されています。

第3 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ここで言う「困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」の具体的な事例が、本書で紹介されているということになります。

本手立て集を読み進めるまえに、押さえていただきたいことを解説から引用します。

「障害のある児童などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際に、小学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料※」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。」

※現在は、「障害のある子供の教育支援の手引き」となっています。